

附属学校を置く各国立大学長 殿

文部科学省高等教育局長  
常 盤 豊

(印影印刷)

平成28年(2016年)熊本地震における被災地域の児童生徒等の  
就学機会の確保等について(通知)

このたびの平成28年(2016年)熊本地震に関し、児童生徒等の就学機会の確保等の観点から、各大学の附属学校における事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意の上、適切に対応いただくようお願いします。

記

1. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

災害救助法の適用を受けた地域で、学校で給与された教科書を喪失又は損傷している場合には、学校の教科書の給与を受けられるよう、教育委員会と連携し、適切に対応すること。

2. 幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いについて

今回の地震により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料(保育料)、入学料(入園料)、受講料、寄宿舍使用料等の納付が困難な者(被災に伴う転入学者等を含む。)に対しては、入学料等の免除及び減額や、納入時期の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実などの措置について検討すること。

3. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応がなされるよう、教育委員会と連携を図ること。

#### 4. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、被災した生徒の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に、卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

#### 5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

#### 6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

#### 7. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

#### 【本件連絡先】

文部科学省高等教育局  
大学振興課教員養成企画室  
福島，堤，丹呉

(電話) 03-6734-3498